

生食発 0122 第 1 号  
平成 31 年 1 月 22 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 9 号）及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 10 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### 1 規格基準告示関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬ジベレリン、農薬ジメテナミド、農薬フルキサピロキサド、農薬フルキサメタミド、農薬及び動物用医薬品フルバリネート、農薬ヘプタクロール並びに動物用医薬品モネパンテルについ

て、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

## 2 対象外物質告示関係

法第11条第3項に基づき、対象外物質に、カプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸脂肪酸エステルを追加し、亜鉛を本登録したこと。

## 第2 適用期日

告示日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示日から6月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
ジベレリン	その他のあぶらな科野菜（畑わさびの根茎に限る。）、ごぼう、その他のきく科野菜（ふきに限る。）、なす、メロン類果実、未成熟いんげん、みかん、日本なし、すもも（プルーンを含む。）、いちご、ぶどう、かき及びその他の果実（アセロラに限る。）
ジメテナミド	とうもろこし、大豆及びえだまめ
フルキサピロキサド	大豆及びすもも（プルーンを含む。）
フルバリネート	小麦、ライ麦、その他の穀類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、はくさい、芽キャベツ、カリフラワー、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、アスパラガス、トマト、ピーマン、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、メロン類果実、みかん、なつみかんの果実全体、日本なし、西洋なし、びわ、もも、あんず（アプリコットを含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ぶどう、キウイ、くり及びホップ
ヘプタクロル	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その

	<p>他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他の果実、アーモンド、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び魚介類</p>
--	---

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、残留基準値が定められていない農産物に含まれるジベレリンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の8項に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、同8項に規定する「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。

なお、厚生労働省が行った調査により、多くの農産物は天然由来のジベレリンを0.2ppm以下程度含有することが示唆されたため、残留基準値が定められていない農産物については、食品中のジベレリンの残留濃度が0.2ppmを超えた場合以外は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導を行う必要はない。

また、全ての農産物における天然由来のジベレリン濃度については把握していないため、0.2ppmを超えた場合においても、文献等により当該農産物における天然由来のジベレリン濃度が残留濃度より高いことが確認できた場合は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導を行う必要はない。

- (2) 今回残留基準値を設定するジベレリンとは、ジベレリン A<sub>3</sub> とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) ジベレリンの残留基準値については、「その他のあぶらな科野菜」のうち「畑わさびの根茎」に限り残留基準値を設定することとし、「畑わさびの根茎」を除いた「その他のあぶらな科野菜」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。

- (4) ジベレリンの残留基準値については、「その他のきく科野菜」のうち「ふき」に限り残留基準値を設定することとし、「ふき」を除いた「その他のきく科野菜」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
- (5) ジベレリンの残留基準値については、「その他の果実」のうち「アセロラ」に限り残留基準値を設定することとし、「アセロラ」を除いた「その他の果実」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
- (6) 今回残留基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド（R体）及びジメテナミド（S体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するフルキサピロキサドとは、フルキサピロキサドとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフルキサピロキサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (9) 「小麦ふすま」に設定されているフルキサピロキサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (10) 今回残留基準値を設定するフルキサメタミドとは、フルキサメタミドとする。
- (11) 今回残留基準値を設定するフルバリネートとは、フルバリネートのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (12) 今回残留基準値を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド【2,3-エポキシ-1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン】の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (13) ヘプタクロルの残留基準値については、「魚介類」のうち「くじら」に限り残留基準値を設定することとし、「くじら」を除いた「魚介類」には、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (14) 「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているヘプタクロルの残留基準値については、これらを統合し、「大豆油」として残留基準値を

設定する。

- (15) 今回残留基準値を設定するモネパントルとは、モネパントルスルホン【*N*-(*S*)-1-メチル-1-シアノ-2-[2-(トリフルオロメチル)-5-シアノフェノキシ]エチル]-4-(トリフルオロメチルスルホニル)ベンズアミド】とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

## 2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬フルキサメタミドに係る新規農薬登録及び農薬ジベレリン、農薬ジメテナミド、農薬フルキサピロキサド並びに農薬及び動物用医薬品フルバリネートに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定である。

## 農薬ジベレリン（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	※	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	※	0.2
かぶ類の根	※	0.2
かぶ類の葉	※	0.2
西洋わさび	※	0.2
クレソン	※	0.2
はくさい	※	0.2
キャベツ	※	0.2
芽キャベツ	※	0.2
ケール	※	0.2
こまつな	※	0.2
きょうな	※	0.2
チンゲンサイ	※	0.2
カリフラワー	※	0.2
ブロッコリー	※	0.2
その他のあぶらな科野菜		0.2
その他のあぶらな科野菜（畑わさびの根茎に限る。）	● 0.05	
その他のあぶらな科野菜（畑わさびの根茎を除く。）	※	
ごぼう	● 0.1	0.2
サルシフィー	※	0.2
アーティチョーク	※	0.2
チコリ	※	0.2
エンダイブ	※	0.2
しゅんぎく	※	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	※	0.2
その他のきく科野菜		0.2
その他のきく科野菜（ふきに限る。）	● 0.1	
その他のきく科野菜（ふきを除く。）	※	
たまねぎ	※	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	※	0.2
にんにく	※	0.2
にら	※	0.2
アスパラガス	※	0.2
わけぎ	※	0.2
その他のゆり科野菜	※	0.2
にんじん	※	0.2
パースニップ	※	0.2

農薬ジベレリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パセリ	※	0.2
セロリ	○ 2	0.2
みつば	0.2	0.2
その他のせり科野菜	※	0.2
トマト	0.2	0.2
ピーマン	※	0.2
なす	● 0.1	0.2
その他のなす科野菜	※	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	※	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	※	0.2
しろうり	※	0.2
すいか	※	0.2
メロン類果実	● 0.1	0.2
まくわうり	※	0.2
その他のうり科野菜	※	0.2
ほうれんそう	※	0.2
たけのこ	※	0.2
オクラ	※	0.2
しょうが	※	0.2
未成熟えんどう	※	0.2
未成熟いんげん	● 0.1	0.2
えだまめ	※	0.2
マッシュルーム	※	0.2
しいたけ	※	0.2
その他のきのこ類	※	0.2
その他の野菜	○ 0.3	0.2
みかん	● 0.1	0.2
なつみかんの果実全体	0.2	0.2
レモン	0.2	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.2
ライム	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2
りんご	※	0.2
日本なし	● 0.1	0.2
西洋なし	※	0.2
マルメロ	※	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	※	0.2

農薬ジベレリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ネクタリン	※	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	※	0.2
すもも（プルーンを含む。）	● 0.1	0.2
うめ	※	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	※	0.2
いちご	● 0.1	0.2
ラズベリー	※	0.2
ブラックベリー	※	0.2
ブルーベリー	※	0.2
クランベリー	※	0.2
ハックルベリー	※	0.2
その他のベリー類果実	※	0.2
ぶどう	● 0.1	0.2
かき	● 0.1	0.2
バナナ	※	0.2
キウイー	※	0.2
パパイヤ	○ 0.5	0.2
アボカド	※	0.2
パイナップル	※	0.2
グアバ	※	0.2
マンゴー	※	0.2
パッションフルーツ	※	0.2
なつめやし	※	0.2
その他の果実		0.2
その他の果実（アセロラに限る。）	● 0.1	
その他の果実（アセロラを除く。）	※	
ひまわりの種子	※	0.2
ごまの種子	※	0.2
べにばなの種子	※	0.2
綿実	※	0.2
なたね	※	0.2
その他のオイルシード	※	0.2
ぎんなん	※	0.2
くり	※	0.2
ペカン	※	0.2
アーモンド	※	0.2
くるみ	※	0.2
その他のナッツ類	※	0.2
その他のスパイス	0.2	0.2
その他のハーブ	○ 0.3	0.2

農薬ジメテナミド（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	● 0.03	0.05
その他の穀類	0.01	0.01
大豆	● 0.03	0.05
小豆類	0.01	
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
てんさい	0.05	0.05
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.05	
たまねぎ	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
その他のゆり科野菜		0.01
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.01
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.01
しろうり		0.01
すいか		0.01
メロン類果実		0.01
まくわうり		0.01
その他のうり科野菜		0.01
えだまめ	● 0.02	0.05
その他の野菜	0.01	0.01
ホップ	0.05	0.05
その他のハーブ	0.01	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

農薬ジメテナミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

農薬フルキサピロキサド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 3	1
小麦	○ 2	0.3
大麦	3	3
ライ麦	3	3
とうもろこし	0.2	0.2
そば	3	3
その他の穀類	3	3
大豆	● 0.2	0.3
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.4	0.4
ばれいしょ	0.03	0.03
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	3	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.9	0.9
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 8	
かぶ類の根	0.9	0.9
かぶ類の葉	○ 4	
西洋わさび	0.9	0.9
クレソン	30	30
はくさい	4	4
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	4	4
こまつな	○ 4	
きょうな	4	4

農薬フルキサピロキサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
チンゲンサイ	4	4
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	4	4
その他のあぶらな科野菜	4	4
ごぼう	0.9	0.9
サルシフィー	0.9	0.9
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	2	2
にら	2	2
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	○ 1	0.9
パースニップ	○ 1	0.9
パセリ	30	30
セロリ	30	30
その他のせり科野菜	30	30
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろり	○ 0.2	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
しいたけ	0.6	0.6
その他のきのこ類	0.6	0.6
その他の野菜	7	7
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
りんご	0.9	0.9
日本なし	0.9	0.9
西洋なし	0.9	0.9

農薬フルキサピロキサド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
マルメロ	0.9	0.9
もも	○ 0.2	
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	● 2	5
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	○ 7	4
ラズベリー	○ 7	5
ブラックベリー	○ 7	5
ブルーベリー	7	7
クランベリー	7	7
ハックルベリー	7	7
その他のベリー類果実	7	7
ぶどう	○ 3	2
バナナ	○ 3	
グアバ	7	7
マンゴー	○ 0.7	
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	○ 7	2
ひまわりの種子	0.9	0.9
ごまの種子	0.9	0.9
べにばなの種子	0.9	0.9
綿実	○ 0.3	0.01
なたね	0.9	0.9
その他のオイルシード	0.9	0.9
ぎんなん	○ 0.04	
くり	0.06	0.06
ペカン	0.06	0.06
アーモンド	0.06	0.06
くるみ	0.06	0.06
その他のナッツ類	0.8	0.8
コーヒー豆	○ 0.2	
その他のスパイス	○ 7	0.8
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1

農薬フルキサピロキサド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
とうがらし（乾燥させたもの）		6
小麦ふすま		1
干しぶどう	○ 15	

農薬フルキサメタミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.02	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.02	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.1	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 5	
はくさい	○ 0.7	
キャベツ	○ 1	
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 10	
たまねぎ	○ 0.02	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 1	
トマト	○ 1	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 0.3	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.5	
すいか	○ 0.02	
メロン類果実	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 3	
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	○ 5	
その他の野菜	○ 5	
いちご	○ 1	
茶	○ 5	
魚介類	○ 0.02	

農薬及び動物用医薬品フルバリネート（殺虫剤、殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	●	0.05
大麦	○ 0.4	0.2
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	○ 0.05	
そば		0.01
その他の穀類 <sup>1</sup>	●	0.2
大豆	○ 0.05	
小豆類 <sup>2</sup>	○ 0.05	
えんどう	○ 0.5	0.02
そら豆	○ 0.05	
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 0.05	
ばれいしょ		0.01
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.02	0.01
てんさい	○ 0.05	

農薬及び動物用医薬品フルバリネート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.02	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.5	0.5
はくさい	● 0.5	1.0
キャベツ	0.5	0.5
芽キャベツ	●	0.5
カリフラワー	● 0.05	0.5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 1	3.0
たまねぎ	● 0.03	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.5
にんにく	● 0.05	0.1
アスパラガス	●	0.2
にんじん	0.02	0.02
トマト	●	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	0.5	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	1.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	○ 3	3.0
未成熟いんげん	○ 0.1	
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	● 1	2.0
レモン	○ 2	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 2	2.0
グレープフルーツ	○ 2	2.0
ライム	○ 2	2.0
その他のかんきつ類果実 <sup>4</sup>	○ 2	2.0
りんご	0.5	0.5
日本なし	● 0.7	2.0
西洋なし	● 0.7	2.0
びわ	● 0.03	0.5
もも	● 0.03	0.2
ネクタリン	0.1	0.1
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.1
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.1	0.05
うめ	○ 1	1.0
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.3	1.0
いちご	● 0.7	1.0
ぶどう	●	2.0
かき	○ 1	1.0
キウイー	● 0.1	0.2
ひまわりの種子	○ 0.1	0.02
綿実	0.1	0.1
なたね	○ 0.1	0.05

農薬及び動物用医薬品フルバリネート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	● 0.05	0.1
茶	10	10
ホップ	●	10
その他のスパイス <sup>5</sup>	○ 10	2
はちみつ	0.05	0.05

農薬ヘプタクロル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.02	0.02
小麦	0.02	0.02
大麦	0.02	0.02
ライ麦	0.02	0.02
とうもろこし	0.02	0.02
そば	0.02	0.02
その他の穀類	0.02	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.03
えんどう	●	0.03
そら豆	●	0.03
らっかせい		0.01
その他の豆類	●	0.03
ばれいしょ	●	0.03
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.03
かんしょ	●	0.03
やまいも（長いものをいう。）	●	0.03
こんにやくいも	●	0.03
その他のいも類	●	0.03
てんさい	●	0.03
さとうきび	●	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.03
かぶ類の根	●	0.03
かぶ類の葉	●	0.03
西洋わさび	●	0.03
クレソン	●	0.03
はくさい	●	0.03
キャベツ	●	0.03
芽キャベツ	●	0.03
ケール	●	0.03
こまつな	●	0.03
きょうな	●	0.03
チンゲンサイ	●	0.03

農薬ヘプタクロル (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
カリフラワー	●	0.03
ブロッコリー	●	0.03
その他のあぶらな科野菜	●	0.03
ごぼう	●	0.03
サルシフィー	●	0.03
アーティチョーク	●	0.03
チコリ	●	0.03
エンダイブ	●	0.03
しゅんぎく	●	0.03
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.03
その他のきく科野菜	●	0.03
たまねぎ	●	0.03
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.03
にんにく	●	0.03
にら		0.01
アスパラガス	●	0.03
わけぎ	●	0.03
その他のゆり科野菜	●	0.03
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.03
パセリ		0.01
セロリ	●	0.03
みつば		0.01
その他のせり科野菜	●	0.03
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.03
なす	●	0.03
その他のなす科野菜	●	0.03
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.03
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.03
しろうり	●	0.03
すいか	●	0.03
メロン類果実	●	0.03
まくわうり	●	0.03
その他のうり科野菜	●	0.03
ほうれんそう	●	0.03
たけのこ	●	0.03
オクラ	●	0.03
未成熟えんどう	●	0.03
未成熟いんげん	●	0.03
えだまめ	0.02	0.02
マッシュルーム	●	0.03
しいたけ	●	0.03
その他のきのこ類	●	0.03
その他の野菜	●	0.03

農薬ヘプタクロル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01
りんご		0.01
日本なし		0.01
西洋なし		0.01
マルメロ		0.01
びわ		0.01
もも		0.01
ネクタリン		0.01
あんず（アプリコットを含む。）		0.01
すもも（プルーンを含む。）		0.01
うめ		0.01
おうとう（チェリーを含む。）		0.01
いちご		0.01
ラズベリー		0.01
ブラックベリー		0.01
ブルーベリー		0.01
クランベリー		0.01
ハックルベリー		0.01
その他のベリー類果実		0.01
ぶどう		0.01
かき		0.01
バナナ		0.01
キウイー		0.01
アボカド		0.01
パイナップル	0.01	0.01
グアバ		0.01
マンゴー		0.01
パッションフルーツ		0.01
なつめやし		0.01
その他の果実	●	0.03
ひまわりの種子		0.01
ごまの種子		0.01
べにばなの種子		0.01
綿実	0.02	0.02
なたね		0.01
その他のオイルシード		0.01
ぎんなん		0.01
くり		0.01
ペカン		0.01

農薬ヘプタクロル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーモンド	●	10
くるみ		0.01
その他のナッツ類		0.01
茶	●	0.02
ホップ		0.01
その他のスパイス	● 0.01	0.03
その他のハーブ	●	0.03
牛の筋肉	●	0.2
豚の筋肉	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	●	0.2
豚の肝臓	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.2
牛の腎臓	●	0.2
豚の腎臓	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.2
牛の食用部分	●	0.2
豚の食用部分	●	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.2
乳	0.006	0.006
鶏の筋肉	●	0.2
その他の家きんの筋肉	●	0.2
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	●	0.2
その他の家きんの肝臓	●	0.2
鶏の腎臓	●	0.2
その他の家きんの腎臓	●	0.2
鶏の食用部分	●	0.2
その他の家きんの食用部分	●	0.2
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.05
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.05
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.05
魚介類（貝類に限る。）		0.05
魚介類（甲殻類に限る。）		0.05
その他の魚介類		0.05
魚介類（くじらに限る。）	● 0.02	
魚介類（くじらを除く。）	●	
はちみつ	○	0.006

農薬ヘプタクロル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.02
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.5
大豆油	○ 0.5	

動物用医薬品モネパンテル（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.7	0.7
牛の脂肪	○ 7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 13	7
牛の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 7	5
牛の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 7	5

脚注

※○：2019年1月22日適用（規制緩和の品目）

●：2019年7月22日適用（規制強化の品目）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、残留基準値が定められていない農産物に含まれるジベレリンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の8項に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、同8項に規定する「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
- 今回残留基準値を設定するジベレリンとは、ジベレリンA<sub>3</sub>とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ジベレリンの残留基準値については、「その他のあぶらな科野菜」のうち「畑わさびの根茎」に限ることとし、「畑わさびの根茎」を除いた「その他のあぶらな科野菜」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。

- ・ ジベレリンの残留基準値については、「その他のきく科野菜」のうち「ふき」に限ることとし、「ふき」を除いた「その他のきく科野菜」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
- ・ ジベレリンの残留基準値については、「その他の果実」のうち「アセロラ」に限ることとし、「アセロラ」を除いた「その他の果実」には、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定するジメテナミドとは、ジメテナミド（R体）及びジメテナミド（S体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルキサピロキサドとは、フルキサピロキサドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフルキサピロキサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「小麦ふすま」に設定されているフルキサピロキサドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルキサメタミドとは、フルキサメタミドのみとする。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルバリネートとは、フルバリネートのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシド【2,3-エポキシ-1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン】の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ ヘプタクロルの残留基準値については、「魚介類」のうち「くじら」に限り残留基準値を設定することとし、「くじら」を除いた「魚介類」には、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているヘプタクロルの残留基準値については、これらを統合し、「大豆油」として残留基準値を設定する。

- 今回残留基準値を設定するモネパンテルとは、モネパンテルスルホン【*N*-[(*S*)-1-メチル-1-シアノ- 2-[2-(トリフルオロメチル)-5-シアノフェノキシ]エチル]-4-(トリフルオロメチルスルホニル)ベンズアミド】とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。